



報道関係者 各位

令和6年6月7日

【照会先】

新潟労働局労働基準部健康安全課

課長 村井 千晴

課長補佐 村山 一雄

TEL : 025-288-3505

新潟労働局における石綿関連文書の紛失について

石綿関連文書のうち、一部の文書については常用（永年保存）としていますが、今般、その一部を紛失していたことが確認されましたので、その概要をお知らせします。

関係者の皆様に深くお詫びいたしますとともに、今後紛失が生じることのないよう、再発防止を徹底してまいります。なお、紛失が確認された書類については、外部に持ち出すものではないことから、誤って廃棄された可能性が高く、また外部に漏えいした事実は確認されていません。

1 経緯

石綿関連文書については、平成27年12月18日付けで、厚生労働省本省から常用（永年保存）とすべき石綿関連文書の範囲が具体的に示されるとともに、誤廃棄・紛失が生じることのないよう、石綿関連文書については、独立した行政文書ファイルとして編綴すること、「常用」である旨を表示すること、専用の棚に保管するなど他の行政文書ファイルと混在しないように注意することとされたところです。

しかしながら、管内の方からの健康管理手帳（石綿）の再交付申請を受けて、令和6年5月10日、「健康管理手帳（石綿）交付申請書綴（2005年度）」（以下「申請書綴」と言います。）を参照しようとしたところ、申請書綴の所在が不明になっていることが確認されました。

申請書綴には、氏名、生年月日、性別、傷病名等の個人情報に記載されていました。個人情報の対象件数は推計を含み約245人です。

2 原因

平成27年に常用（永年保存）とすべき石綿関連文書について、誤廃棄・紛失が生じることのないよう本省からなされた指示に基づく対応が全ての関係職員に徹底されていなかったことが原因と考えられます。

具体的には、

行政文書の所在確認が不十分であったこと。

今回紛失した申請書綴については、誤って廃棄された可能性が高いと考えられますが、その原因としては、現物のファイルの背表紙の記載が内容と必ずしも一致していなかつ

た可能性があること、また、行政文書ファイルを廃棄する際に、廃棄予定の行政文書の内容を十分に確認せずに廃棄したことが考えられます。

3 再発防止

令和6年5月20日、緊急署所長会議を開催し、事実経過の概要を説明するとともに、行政文書の適正な管理を徹底するよう指導しました。

常用（永年保存）とするべき石綿関連文書の誤廃棄が生じることのないよう、平成27年12月18日付けの指示に基づく対応について、改めて関連する全ての職員に対して、研修等を行うことにより、徹底いたします。

4 照会先

今回の申請綴が紛失（誤廃棄）したことに係る問合せは、上記照会先をお願いいたします。

石綿関連文書とは、石綿関連事業場に関する監督復命書、安全衛生指導復命書、労災保険給付等調査復命書等都道府県労働局（管下の労働基準監督署を含む。）における石綿に関連する文書です。

石綿を取り扱う業務等に従事したことがあって、一定の要件に該当する労働者等が離職の際または離職後に労働局長に申請すると「健康管理手帳」が交付され、「健康管理手帳」によって指定された医療機関で健康診断を無料で受けることができることとなります。健康管理手帳（石綿）申請書綴は、「健康管理手帳」（石綿）の交付申請時の申請書類を綴ったものです。